

# 令和8年度 「にいがたベトナムフェスティバル」 事業業務委託プロポーザル 募集要領

## 1 業務の目的

新潟県における在留外国人数は、国籍・地域別でベトナムが最も多く（令和7年6月末時点）、就労者や留学生等のベトナムからの外国人材が増えていく中で、より深い相互理解の促進が求められている。また、県では令和5年にベトナムビンロン省及びタインホア省と交流協力に関する覚書を締結し、人材交流等を進めることとしている。

こうした中、「にいがたベトナムフェスティバル」を開催し、ベトナムの文化に触れ親しむ機会を提供することにより、国際理解の促進を図るとともに、県内在住のベトナムからの就労者等との交流の場を提供することにより、多文化共生やベトナムとの交流の推進を図るものである。

本目的を踏まえ、多文化共生等の推進を図るため、「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

※ 今回の募集は、令和8年度当初予算の成立後速やかに事業を実施することができるように、新潟県議会令和7年度2月定例会における予算の議決に先立って行うものである。したがって、今回の公募による採択提案の決定については、県議会における当初予算の議決が前提となり、議決されなかった場合は、採択が行われないことに留意すること。なお、その際は応募に要した費用等の請求はできないため、併せて留意すること。

## 2 業務内容等

### (1) 委託業務

令和8年度 「にいがたベトナムフェスティバル」 事業業務

### (2) 業務内容

別紙、令和8年度 「にいがたベトナムフェスティバル」 委託仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

### (4) 委託上限額

5,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 3 企画提案の参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

#### 4 スケジュール

令和8年3月5日（木）	プロポーザル募集公示
令和8年3月11日（水）	質問の受付期限
令和8年3月17日（火）	質問に対する回答
令和8年3月23日（月）	プロポーザル参加申込期限
令和8年3月25日（水）	応募資格の審査・確認結果通知
令和8年4月16日（木）	企画提案書の提出期限
令和8年4月下旬頃	審査委員会・ヒアリング
令和8年4月下旬頃	受託事業者決定

#### 5 質問及び回答

募集要領及び仕様書について不明な点等がある場合は、以下の方法により質問すること。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

##### (1) 質問方法

別紙様式1「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務プロポーザルに関する質問票」による。

##### (2) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時

##### (3) 提出先

下記11 問い合わせ 同様

##### (4) 提出方法

電子メールによることとする。

別途、電話により提出した旨を下記11に連絡すること。

##### (5) 回答方法

令和8年3月17日（火）までに新潟県ホームページに掲載する。また、質問いただいた方には別途、個別にホームページのURL等を通知する。なお、質問に対する回答は、募集要領、仕様書等の追加または修正とみなす。

#### 6 参加申込及び参加資格の確認結果の通知

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

##### (1) 提出書類

別紙様式2「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務プロポーザル参加申込書

##### (2) 提出期限

令和8年3月23日（月）17時

(3) 提出先

下記 11 問合せ先 同様

(4) 提出方法

電子メールによること。

別途、電話により提出した旨を連絡すること。

(5) 参加資格の審査

参加申込をした者全員に対し、令和 8 年 3 月 25 日（水）までに参加資格の確認結果をメールにより通知する。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 会社概要（任意様式）

会社名（団体名）、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、売上高、事業内容、実績（本事業の類似実績等）等の会社（団体）概要が分かる資料を提出すること。

イ 企画提案書（別紙企画提案書作成要領）

仕様書及び下記 9 選定方法等(2) 審査基準を踏まえ、企画提案書作成要領に則り、企画提案書を作成すること。

ウ 経費見積書（任意様式）

① 2(4)の委託上限額は、施設使用料(※)830,423 円(税込)を含むため、見積書に盛り込むこと。その他必要な付属設備についても、会場設営の必要に応じて見積書に入れること。

② なお、施設使用料が上記①の金額から変動する場合は、変動額を委託金額から調整するものとする。

(※) 施設使用料は以下の利用内容であり、その他付属設備料は含めていない。

会場：ハイブ長岡 大展示ホール「Arena」 2/3 利用

期間：・ 10/10(土) 13 時～17 時 準備利用

・ 10/11(日) 9 時～17 時 通常利用

・ 10/12(月・祝) 9 時～17 時 通常利用

17 時～19 時 原状回復利用

(2) 提出部数

各 9 部（正本 1 部、副本 8 部）及び電子データ

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）17 時（必着）

(4) 提出先

下記 11 問合せ先 同様

(5) 提出方法

持参または郵送

(6) その他

ア 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限以降の企画提案書等の差替えまたは再提出は認めない。

## 8 プレゼンテーション審査の実施

本プロポーザルの審査は、「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務プロポーザル審査委員会が実施する。審査委員会は、提案者から企画提案についてヒアリングを実施する。

### (1) プレゼンテーション審査実施日

令和8年4月下旬頃

日時、会場等の詳細については、別途通知する。

### (2) プレゼンテーション方法

提案者が審査委員に対し、提案者が提出する企画提案書により、提案書自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。

## 9 選定方法等

### (1) 選定方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提案者が提出する企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

### (2) 審査基準

項目	審査のポイント	配点
企画方針、会場レイアウト等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の趣旨を踏まえ、魅力的な企画方針となっているか。</li><li>・ 来場者が楽しむことができるレイアウトで、会場全体として一体性をもち、安全面などにも配慮されているか。</li></ul>	10点
イベントプログラム等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 多くの参加者に対し、ベトナムの文化、食、芸能などを楽しみながら知ってもらえるような内容となっているか。</li><li>・ 外国人(ベトナム等)に対し、日本理解を深め、新潟の魅力を発信する内容となっているか。</li><li>・ 日本人と外国人(ベトナム人等)が相互交流を行いながら、楽しむことができ、相互理解を深める工夫がされているか。</li><li>・ 集客に繋がると考えられる、魅力的なコンテンツがベトナムを中心に提案されているか。</li><li>・ ステージイベント等の時間、回数は来場者に訴求できる内容になっているか。</li></ul>	30点
出店者、協賛募集等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食や雑貨など物販の出店について、日本人や外国人(ベトナム人等)の来場者に訴求するような内容になっているか。</li><li>・ 出店者に各ルールを遵守してもらい、運営方法、出店者から徴収する出店料や運営体制等が整っているか。</li></ul>	20点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛事業者の募集の実現性があるか。</li> </ul>	
広報の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの活用を含め、日本人や外国人（ベトナム人等）への周知に効果的と考えられる具体的な広報計画が提案されているか。</li> <li>・今回提案の広報計画が、十分な集客を期待できるものであり、その根拠について十分な説明がなされているか。</li> </ul>	10点
その他提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人と外国人（ベトナム人等）との交流の促進に資する効果的な取組があるか。</li> </ul>	5点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の運営体制を含め、事業実施にあたっての十分な業務体制・人員体制が組まれているか。</li> <li>・イベントの実施にあたって、豊富なベトナムとのネットワークを有しているか、また、現時点では有していない場合のベトナムイベントを行うにあたっての対応方法が適当であるか。</li> </ul>	10点
イベント等の企画運営の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントでの事務局業務等、類似イベントにおける十分な実績があり、適切な対応が期待できるか。</li> </ul>	5点
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約から完了までのスケジュールについて、それぞれの業務内容に応じた適切かつ具体的なスケジュールが提案され、十分に実現可能なものとなっているか。</li> </ul>	5点
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事業経費が適正に計上されているか。</li> </ul>	5点
計		100点

### (3) 審査結果等

ア 審査結果については、提案者それぞれに通知する。

イ 審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立てには応じない。

### (4) 契約の締結

ア 県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 契約の締結の際には、別途様式「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

ウ 契約にあたっては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、新潟県と協議の上決定する。

エ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

## 10 その他の留意事項

(1) 企画提案書等作成、提出、ヒアリング参加等に要する経費提出者の負担とする。

- (2) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (3) 申込の提出後に申込を辞退する場合は、別紙様式3「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務プロポーザル参加辞退書を提出すること。
- (4) 書類に虚偽を記載し、これを提出した提案は失格とする。

## 11 問合せ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県国際課「にいがたベトナムフェスティバル公募」 担当：神田

電話番号：025-256-8728

Email：ngt000130@pref.niigata.lg.jp